

日EU・EPA等に関する要請書

平成 2 9 年 1 1 月

北海道
北海道農業・農村確立連絡会議
北海道水産業関連団体
北海道林業・木材産業関連団体

北 海 道 知 事	高橋 はるみ
北 海 道 議 会 議 長	大 谷 亨
北 海 道 市 長 会 会 長	菊 谷 秀 吉
北 海 道 町 村 会 会 長	棚 野 孝 夫
北 海 道 農 業 会 議 代 表 理 事 会 会 長	岡 村 雅 敏
北 海 道 経 済 連 合 会 会 長	高 橋 賢 友
北 海 道 商 工 会 議 所 連 合 会 会 頭	岩 田 圭 剛
北 海 道 商 工 会 連 合 会 会 長	荒 尾 孝 司
北 海 道 消 費 者 協 会 会 長	橋 本 智 子
北 海 道 生 活 協 同 組 合 連 合 会 会 長 理 事	麻 田 信 二
北 海 道 農 業 協 同 組 合 中 央 会 会 長	飛 田 稔 章
北 海 道 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 経 営 管 理 委 員 会 会 長	佐 藤 彰
ホクレン農 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	内 田 和 幸
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 北 海 道 本 部 運 営 委 員 会 会 長	西 一 司
北 海 道 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	西 一 司
北 海 道 農 業 共 済 組 合 連 合 会 会 長 理 事	岡 田 恒 博
北 海 道 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長 理 事	塩 尻 芳 央
北 海 道 農 業 公 社 理 事 長	竹 林 孝
北 海 道 農 民 連 盟 委 員 長	西 原 正 行
北 海 道 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	川 崎 一 好
北 海 道 水 産 会 代 表 理 事 会 会 長	川 崎 一 好
北 海 道 林 業 協 会 会 長	阿 部 徹
北 海 道 木 材 産 業 協 同 組 合 連 合 会 会 長	松 原 正 和

7月6日、日EU・EPA交渉が大枠合意に至り、国家貿易制度などの基本制度が維持される一方、関税の引下げや撤廃、低関税枠の設定などがなされることとなりました。

農林水産業は、本道の基幹産業として、関連産業とともに地域の経済や道民の生活に密接に関わっており、今回の合意によって、チーズをはじめとする乳製品や豚肉、製材などの重要品目について、EUとの競争の激化により影響が生じることが懸念され、道内関係者からも不安の声が上がっています。

また、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中、地域が活力を維持し、更に発展していくためには、日EU・EPAやTPP等を踏まえた新たな国際環境下においても競争力のある力強い農林水産業づくりを進める必要があります。

つきましては、このたびの大枠合意等を踏まえた政策の検討に当たっては、以下にご配慮いただきますよう、強く求めます。

記

- 1 今回の大枠合意に伴う農林水産業等への影響を十分に検証するとともに、合意内容や影響などについて、農林漁業者はもとより、関係者への丁寧な説明を行うこと。
- 2 農林漁業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、農林水産業の再生産を可能とする万全な対策を講ずること。

(1) 体質強化対策

- 畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業、合板・製材生産性強化対策事業や水産業競争力強化緊急事業による農林水産業の国際競争力の強化をはじめ、担い手の育成・確保、新技術・新品種の開発、生産基盤の整備など、農林水産業の体質強化に向けた対策を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 経営安定対策

- 生産者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、牛・豚のマルキン事業や加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、経営安定対策の充実を図ること。

(3) チーズ等の乳製品に関する対策

- 良質な自給飼料の増産や草地基盤の整備、原料乳生産の低コスト化・高品質化、製造面でのコスト低減と品質向上・ブランド化など、競争力強化に必要な「草づくりから乳製品まで」の一連の取組への支援を充実・強化すること。

(4) 製材等の木材製品に関する対策

- トドマツ等の製品の競争力強化を図るため、品質・性能が確かな建築用製材やCLTなど、付加価値の高い製品を効率的に生産する加工流通施設の整備等への支援を充実・強化すること。
- 原料となる道産木材を低コストで安定的に加工流通施設に供給するため、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入などへの支援を充実・強化すること。

(5) 国産原料作物に関する対策

- 輪作体系を基本とする持続的な畑作等の振興に向け、馬鈴しょなど国産原料作物の安定供給の観点からも、体質強化や経営安定のための対策を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。

(6) 輸出環境の整備及び国内外での消費拡大対策等

- 畜産物のEU側への輸出承認リスト掲載など、輸出条件の整備を迅速に進めるとともに、HACCP基準等に対応した施設整備や水産物の生産海域モニタリングなど、地域における取組への支援を強化すること。
- 輸出に取り組む事業者や地域による市場調査、PR等への支援を強化するとともに、国産農林水産物の国内外での消費拡大に向けた取組を支援すること。
- ホタテガイなどの輸出の増加が期待される品目について、新たな産地形成のための資源造成や施設整備など、安定供給体制の確立に向けた取組への支援を充実・強化すること。

《 詳細 》

(1) 体質強化対策

◇ 生産力・競争力の強化

- 酪農・畜産生産基盤の維持・強化を図るため、畜舎等の施設整備、搾乳ロボット等の機械導入などを支援する畜産クラスター事業や労働条件の改善を図る楽酪事業、生乳生産基盤の維持・強化の取組を支援する酪農経営支援総合対策事業を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。
また、畜産クラスター事業については、予算を基金化し柔軟な執行を可能とすること。
- 良質な自給飼料の増産を図るため、草地の植生改善を図る草地難防除雑草駆除対策事業の継続と、本道の厳しい気象条件に適した飼料作物の品種開発を進めるとともに、TMRセンターやコントラクター、公共牧場などの営農支援組織の整備に対する支援を強化すること。
- 自給飼料の生産性向上や農地集積・集約化を図る草地基盤整備事業を加速的に推進するため、集積・集約化の達成度合いに応じたインセンティブや通年施工に係る調整経費など、担い手への農地集積・集約化を支援する制度を創設すること。
- 規模拡大など家畜の増頭に伴い必要となるふん尿処理への負担を軽減するとともに、家畜排せつ物の利活用を推進するため、環境保全に必要な家畜排せつ物処理施設等の整備や地域における再生可能エネルギーとしての利活用に必要な予算を確保すること。
- 畑作・園芸などの産地における収益力強化に向けた取組を総合的に推進するため、産地パワーアップ事業について、基金による必要な予算を確保するとともに、中長期的に継続すること。
- 畑作・園芸の収益性の向上や低コストで省力的な生産を実現するため、実需のニーズに応じて、病害に強く収益性に優れ、用途適性が高い品種の開発や栽培技術の確立とその普及に対して支援すること。
- 強い馬づくりと軽種馬経営の安定を図るため、優良繁殖牝馬の導入や機械・施設の導入など、軽種馬生産振興対策を推進すること。
- リース漁船や省コスト機器の導入等による収益性の向上など、決プランに基づく競争力強化に向けた地域の取組が着実に実践されるよう、支援制度の拡充や必要な予算を確保すること。

◇ 担い手対策の充実

- 次世代の担い手育成・確保のため、親元就農する場合の農業次世代人材投資事業について、本道の実態に即した見直しを行うとともに、青年等就農資金について、十分な融資枠を確保すること。
- 優れた農業経営者の育成のため、農業教育の高度化に必要な機械導入や施設改修等に対する支援を拡充するとともに、就農後の経営能力向上のための研修・教育(農業経営塾)を継続的に支援すること。
- 農業経営基盤強化資金の全額国費による実質無利子化措置及び酪農・畜産負債整理資金対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 耕起・整地や農作物の収穫、飼料作物の生産等の農作業を請け負うコントラクター等の営農支援組織の機械整備や人材の育成・確保に向けた支援を充実・強化すること。
- 意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設導入のための経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 漁業の担い手を育成確保するため、就業後の収入が不安定な期間における所得を確保する給付金制度や、実践研修で用いる漁業施設の整備に対する支援制度を創設するとともに、次世代人材投資事業の支援条件緩和や必要な予算を確保するなど、就業支援制度の充実強化を図ること。

◇ 革新的な新技術の開発・普及

- 主要品目の国際競争力強化のため、育種対応型の競争的資金制度の充実など、病害虫に強く、多収・高品質・加工適性に優れた品種の開発研究の安定的継続や、栽培技術の確立とその普及に対する支援の充実・強化を図ること。
- スマート農業を推進するため、研究開発と農業現場での導入・実証を並行して行う事業を継続的に実施すること。
- 本道水産業の体質強化や輸出促進を図るため、二枚貝や魚類等の新たな養殖技術の開発に必要な調査研究に対して支援すること。

◇ 6次産業化の推進

- 地域における6次産業化の取組を拡大するため、農林漁業者等に対する支援体制の整備に必要な予算を安定的に確保すること。
- 6次産業化に取り組む事業者が必要な施設整備を着実に実施できるように、6次産業化ネットワーク活動交付金については、上限額を見直すなど充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

◇ 生産基盤の整備、資源の維持・増大

- 土地利用型作物や自給飼料の生産性向上による経営コストの低減、気候変動による影響の緩和などのため、ほ場の大区画化や暗渠排水、農業水利施設、草地整備などの生産基盤の整備に必要な予算を確保すること。
- 秋さけ資源の回復・安定化を図るため、減少要因の解明に向けた調査研究を加速化すること。
- ナマコ等の増養殖技術の高度化や、ヒラメやマツカワなどの広域種の放流効果の向上に向けた実証事業への支援など、栽培漁業を推進すること。
- 広域回遊魚種や地先資源の増大に向けて、健苗種苗の生産など、放流効果を向上させる体制を構築するための種苗生産施設の整備(改修、修繕等)に対して支援すること。
- 日本海地域において、ホタテやウニ等の増養殖の導入(増養殖施設整備等)や、他漁業を加えた多角化等の収益性の高い生産体制づくりに対し支援すること。
- スルメイカの不漁等により漁業をはじめ、水産加工業等の関連産業が大きな影響を受けていることから、外国船による違法操業への取締を強化するとともに、緊急時における加工原料の確保など関連産業に対し支援すること。
- 水産生物の産卵場や生育環境を創出するための漁場施設の整備に対し支援すること。
- 良質な水産物を安定供給するため、雨水や鳥害を防ぐ屋根付き岸壁の整備など、漁港の衛生管理対策を推進するとともに、漁業生産の拠点となる漁港機能を持続的に発揮するため、長寿命化対策や防災・減災対策を推進すること。

- 製氷・貯氷施設や冷凍・冷蔵施設など、高鮮度、高品質な水産物の供給や輸出促進・販路拡大を図るための施設や機器の整備を支援すること。

◇ 生産・流通システム構築の計画的な推進

- 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの整備に関する施策の推進のため、強い農業づくり交付金等について、集出荷貯蔵施設など産地基幹施設整備に必要な予算を確保すること。
- 陸路で本州とつながっていない北海道は他地域と比較して輸送コストが割高なことから、海上輸送機関利用時の料金助成や海峡を挟む高速道路通行料金の割引適用など、トラック輸送の維持、確保のための支援制度を創設すること。
- パレット化の推進や農産物の規格統一の促進など、物流の効率化に向けた取組を支援すること。

(2) 経営安定対策

- 肥育牛・肥育豚価格の低下により肥育経営農家の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産費との差額を補てんする牛・豚マルキン事業について、必要な予算を確保すること。
また、法制化に伴う制度設計に当たっては、再生産が確保されるよう、各国・地域との経済協定等の発効を待たずに施行するなど、必要な検討を加えること。
- 加工原料乳生産者補給金単価及び交付対象数量については、加工原料乳地帯の生乳の再生産を確保するとともに、酪農経営の安定が図られ、生産意欲の向上と生産基盤の維持につながるよう適切に設定するとともに、集送乳調整金単価については、需給調整機能をはじめとする現在の指定団体が果たしている機能が十分に発揮されるよう適切に設定すること。
- 輪作体系を基本とする持続的な畑作等の振興に向け、経営所得安定対策については、国産原料作物の安定供給の観点からも、大規模で専門的な経営が主体の本道農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、必要な予算を確保するとともに、担い手の所得の確保や経営安定を図る制度として充実すること。

- 新たに導入される収入保険制度については、農業者が安心して営農を継続できるよう、円滑な導入と必要な予算の確保に努めるとともに、類似制度との選択に当たり、農業者が個々の経営に応じて適正に判断できるよう、十分かつ丁寧な周知に努めること。
- ホッケやクロマグロなどの資源状況が低位にある魚種の資源回復に向けて、強度な資源管理や長期休漁に取り組む漁業者の経営安定に必要な制度を創設するとともに、小型クロマグロの混獲回避・漁獲抑制を図るための技術開発や改良漁具導入に対し支援すること。
- 安価な輸入品の流通による水産物の消費減少に対応するため、高付加価値化や消費拡大対策、水産物に対する国民理解の促進など、国産水産物の消費増大に向けた取組を推進すること。

(3) チーズ等の乳製品に関する対策

◇ 高品質化・低コスト化の推進

- 北海道産チーズの原料乳の低コスト化や、農家等によるチーズ工場のHACCP取得など高品質化の取組への支援を強化すること。
- 北海道産チーズの製造面でのコスト低減と、品質向上・ブランド化を推進するための支援を強化すること。
- 良質な自給飼料の増産を図るため、草地の植生改善を図る草地難防除雑草駆除対策事業の継続と、本道の厳しい気象条件に適した飼料作物の品種開発を進めるとともに、TMRセンターやコントラクター、公共牧場などの営農支援組織の整備に対する支援を強化すること。《再掲》
- 自給飼料の生産性向上や農地集積・集約化を図る草地基盤整備事業を加速的に推進するため、集積・集約化の達成度合いに応じたインセンティブや通年施工に係る調整経費など、担い手への農地集積・集約化を支援する制度を創設すること。《再掲》

(4) 製材等の木材製品に関する対策

◇ 道産木材の競争力強化

- 製材工場の大規模化や生産力向上、さらには中小製材工場の連携促進など、品質・性能が確かな建築材などの付加価値の高い道産木製品の安定供給に向けた加工流通施設の整備への支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- カラマツやトドマツなど道産CLTの建築関係基準を早期に制定するとともに、公共施設などCLTを活用した木造建築物の建設やCLTの生産体制の整備、設計技術者の育成への支援を充実・強化すること。
- 公共施設など木造建築物の建設や付加価値の高い新たな木材利用技術・木製品の開発、開発した技術・木製品の普及PRへの支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 林地未利用材を効率的に搬出する林業機械の導入や木質バイオマスの加工・利用施設の整備への支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。

◇ 道産木材の安定供給対策

- 原木を安定的に供給する体制づくりを進めるため、搬出間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、伐採後の着実な再造林や保育への支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税(仮称)」を早期に創設するとともに、税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的な関わりのもと、森林の整備や木材の利用促進など地方の裁量で税の用途を決定できる仕組みとすること。
- クリーンラーチなどの優良種子の生産が期待される採種園の造成やコンテナ苗生産施設の整備への支援を充実・強化すること。
- 林業生産活動を確保するため、山地災害発生箇所を早期復旧や重点的な予防対策等に必要不可欠な治山事業の予算を安定的に確保すること。
- 安定した木材供給に必要不可欠な人材の育成・確保に向けて、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業を充実・強化するとともに、林業などへの新規参入の促進に向けた就業体験や道内外への情報発信などへの支援を充実・強化すること。

(5) 国産原料作物に関する対策

- 輪作体系を基本とする持続的な畑作等の振興に向け、経営所得安定対策については、国産原料作物の安定供給の観点からも、大規模で専門的な経営が主体の本道農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、必要な予算を確保するとともに、担い手の所得の確保や経営安定を図る制度として充実すること。《再掲》
- でん粉原料用馬鈴しょの生産性向上対策やでん粉工場の競争力強化対策など必要な対策を講ずること。

(6) 輸出環境の整備及び国内外での消費拡大対策等

- EU輸出向け第三国リスト掲載に要する承認手続きを円滑に進めるとともに、検疫や衛生管理基準等に対応した農畜産物処理施設の認定をはじめとした、輸出相手国における輸入条件等の緩和に向けた国家間交渉を推進すること。
- 農畜産物の輸出先国のHACCP基準等に対応した施設の整備や国内外のバリューチェーンの確立に向けた低コストの鮮度保持技術の導入、流通網の構築など、生産の体質強化対策と併せて農畜産物の輸出体制の整備への支援を強化すること。
- 輸出先国の消費者嗜好や流通状況等を把握する市場調査、現地でのPR等への支援を強化するとともに、輸出の取組を普及・促進するために実施する研修会等に支援すること。
- 乳製品や食肉など、国産農畜産物の国内外での消費拡大に向けた取組を支援すること。
- JAS制度や食品表示制度などの見直しを踏まえ、国内外における国産品への評価が高められるよう、制度の周知徹底を図るとともに、事業者の負担を軽減するなど、適切な制度運用を図ること。
- 地理的表示保護制度(GI)については、制度の普及を図るとともに、既に定着している一般名称を使用する国産品を保護の対象外とするなど配慮すること。
- 国際的に通用する道産ワインのブランドの確立のため、地理的表示保護制度(GI)の有効活用に向けた道産ワイン業界の取組を支援すること。
- 水産加工場のHACCP認定取得や生産海域のモニタリング等への支援を継続すること。

- 国内外における競争力発揮に向けて、資源の持続的な利用と生態系の保全に取り組む漁業を認証する日本発の水産エコラベル「M E L ジャパン」の国際標準化の取組を進めるとともに、認証取得に対する支援を継続すること。
- ホタテガイ等のEU向け輸出の円滑化を図るため、「対EU輸出水産食品の取扱要領」で定める生産海域でのモニタリングの実施要件などの取扱の基準を緩和すること。
- ロシア水域サケ・マス流し網漁業の操業禁止対策として根室地域が取り組む新たなホタテガイ資源の造成と利活用が円滑に行われるよう、種苗放流や漁船取得、貯氷・冷蔵保管施設等の整備を支援するとともに、北方四島における共同経済活動の円滑な実施にも資するハナサキガニやホッケイエビ等の資源造成に向けた栽培漁業センター等の整備を支援すること。